

令和7年度集団指導
地域密着型サービス・総合事業に
係る留意事項について



伊勢市

福祉監査室事業所係

令和7年8月

目 次

Ⅰ 指定基準について	6
1 内容及び手続の説明及び同意	6
2 基本取扱方針及び具体的取扱方針	7
＜サービスの質の評価＞	7
＜身体的拘束等の適正化の推進＞	8
3 個別サービス計画の作成	12
4 運営規程	15
5 勤務体制の確保	17
6 業務継続計画（BCP）	20
7 非常災害対策	22

目次

Ⅰ 指定基準について

8	衛生管理等	23
9	協力医療機関等	24
10	掲示	26
11	秘密保持	27
12	地域との連携等	28
13	虐待の防止	30
14	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	32

目 次

2 加算・減算関係について	33
令和6年度介護報酬改定について	34
＜介護職員の処遇改善加算＞	35
＜減算＞	37
1 業務継続計画未策定減算	38
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	39
3 身体拘束廃止未実施減算	40
4 同一建物減算	42

条例、指定基準及び報酬基準等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求をお願いします。

伊勢市 条例

- ・伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日条例第30号）
- ・伊勢市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月27日条例第31号）

指定 基準

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）

報酬 基準

- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）

解釈通知、 留意事項 通知

- ・指定密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

Q&A

⇒ ⇒【厚生労働省HP】 [ホーム](#)>[政策について](#)>[分野別の政策一覧](#)>[福祉・介護](#)
>[介護・高齢者福祉](#)>[介護サービス関係Q&A](#)

Ⅰ 指定基準について

Ⅰ 内容及び手続の説明及び同意

利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（説明書やパンフレット等）を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

○重要事項の例

- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務体制
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（療養通所介護を除く）
（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）

など

第三者評価を実施していない場合であっても「実施がない」旨を記載する必要があります。

2 基本取扱方針及び具体的取扱方針①

＜サービスの質の評価＞

- ① 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

※サービスの質の評価の例

利用者及び家族へのアンケート、「自己点検シート」チェック、第三者評価等

- ② その結果を利用者及び家族へ提供するほか、事業所内の見やすい場所への掲示などにより公表すること。

【定期巡回・小多機・看多機】

- ③ 自己評価を行うとともに、県が選定した評価機関による外部評価（または運営推進会議における評価）を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、その結果を利用者及び利用者の家族へ提供するほか、事業所内の見やすい場所への掲示、市の窓口、地域包括支援センターに置く方法か、インターネット活用などにより開示しすること。【GH】

2 基本取扱方針及び具体的取扱方針②

＜身体的拘束等の適正化の推進＞

- ① 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合等を除き、身体的拘束を行ってはない。
- ② やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 基本取扱方針及び具体的取扱方針③

<身体的拘束等の適正化の推進>

緊急やむを得ない場合の身体的拘束等とは

下記3つの要件を満たし、かつ、その手続きがきわめて慎重に実施されているケースに限られます。

- ① 「切迫性」 …… 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 「非代替性」 …… 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 「一時性」 …… 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

介護施設事業所等で働く方々への手引き：

「身体拘束廃止・防止の手引き」

令和5年度老人保健健康増進等事業

2 基本取扱方針及び具体的取扱方針④

＜身体的拘束等の適正化の推進＞ 【密着特養・GH・小多機・看多機】

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

※小多機・看多機については、令和6年度改定により身体的拘束等の適正化の措置が見直され、義務付けられました。

2 基本取扱方針及び具体的取扱方針⑤

<身体的拘束等の適正化の推進>

身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化のための措置（前ページ①～④）が講じられていない場合、下記の単位数が減算される。

- ・多機能系サービス（小多機・看多機）、GH短期利用

⇒所定単位数の1/100に相当する単位数

※令和7年4月1日より適用

- ・施設・居住系サービス（密着特養・GH）

⇒所定単位数の10/100に相当する単位数

利用者に対して身体的拘束等を行った場合ではなく、
身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置がなされていない場合は、
減算の適用となりますのでご注意ください。【介護最新情報Vol.1345】

3 個別サービス計画の作成 ①

密着特養の個別サービス計画については P14

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。 ※ 1

- ① 個別サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ること。また、当該計画を利用者へ交付すること。
- ② 指定居宅介護支援事業者から個別サービス計画の提供の求めがあった際は、当該計画を提供することに協力するよう努めること。
※ 2
- ③ 利用者について、個別サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行うこと。

3 個別サービス計画の作成②

- ※1 小多機・看多機については、個別サービス計画とは別に居宅サービス計画の作成が必要です。【資料4】居宅介護支援・介護予防支援に係る留意事項の具体的取扱方針ページをご確認ください。
- ※2 定期巡回については、居宅サービス計画に定められたサービス提供日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者がサービス提供日時等を決定できるが、この場合においては、担当する介護支援専門員に対し個別サービス計画を提出すること。

3 個別サービス計画の作成③

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）】

- ① 入所者（※ユニット型の場合は入居者）の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるよう努めること。
- ② 入所者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえること。
- ③ アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行うこと。
- ④ 介護支援専門員は、アセスメント結果に基づき、施設サービス計画を作成するとともに、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案について、専門的な見地からの意見を聴取すること。
- ⑤ 計画原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明した上で入所者※の同意を得ること。また、当該計画を入所者へ交付すること。
- ⑥ 定期的に入所者に面接しモニタリングを実施し、定期的に結果を記録すること。

4 運営規程①

● 員数の記載について

運営規程や重要事項説明書に記載する従業者の「員数」について、人員基準を満たす範囲で「〇〇人以上」と記載することは可能。

【留意点】

① 「〇〇人以上」と記載する場合

人員基準を満たしている場合は、「〇〇人以上」を変更しない限り、運営規程の変更及び変更届の提出は不要。

② 実人数を記載する場合

毎年4月1日時点で、前年度の4月1日と比較して変更がある場合、変更届を提出すること（年1回の見直しと提出）。

ただし、人員に変更があればその都度、運営規程の変更は必要。

➤ 市への届出は年1回でよいが、運営規程の変更を行わなくても良いというものではないことに留意すること。

◆その都度変更届の提出が必要な場合

- 管理者・介護支援専門員・サービス提供責任者の変更
→運営規程の変更の他に届出が必要な事項・書類があるため
- 従業者の員数以外の運営規程の変更
- その他届出事由となっている項目に変更があった場合

◆資格証(写)の提出について

介護支援専門員の資格を更新した場合は、変更届の提出は不要ですが、資格証(写)の提出をお願いします。

毎年4月1日時点で、資格証(写)の提出が必要な職員の確認を行ってください。

5 勤務体制の確保①

- ① 他職種や他事業所と兼務する従業者について、辞令や労働条件通知書等で、勤務する職種及び勤務場所を明らかにすること。
- ② 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種（管理者、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員、看護職員等）、専従・兼務関係等を明確にすること。
 - 他職種や他事業所と兼務する場合は、それぞれの職種や事業所において勤務する時間を明確に区別して記録すること。
 - 法人の役員等であっても、介護保険上の従業者である場合は、同様に勤務管理を行うこと。
- ③ 勤務表はユニット毎に作成すること。【GH】
- ④ 従業者の資質向上のために研修を計画的に行うこと。
 - ・ 感染症の予防及びまん延防止、虐待防止【GH・密着特養は年2回以上】、業務継続計画、非常災害対策【定期巡回、訪問介護相当サービス以外】、身体的拘束の適正化【GH、密着特養、小多機、看多機】を含むこと。

5 勤務体制の確保②

○従業者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

【定期巡回・訪問介護相当サービスを除く】

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

※ 令和6年4月1日より義務付け。

※ 採用時に未受講の場合は、採用後1年を経過するまでに受講させること。

※ 各資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している場合は対象外。

⇒ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程1級・2級課程修了者 ほか

三重県が指定した法人の実施する研修には、eラーニングによる研修や集合形式の研修等があります（一部受講料無料の法人もあり）。詳細については、三重県HPをご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/22836022806-010001.htm>

5 勤務体制の確保③

- ⑤ 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

＜講ずべき措置の具体的内容＞

- (ア) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (イ) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- (ウ) 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な体制整備（推奨）

※パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、労働施策総合推進法により、令和4年4月1日から中小企業を含むすべての企業に義務付けられています。

※厚生労働省HP参照

介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

（介護現場におけるハラスメント対策マニュアル、研修の手引き、事例集等）

6 業務継続計画（BCP）①

- ① 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

※経過措置が終了したため、令和7年4月1日より①の措置が未実施の場合、業務継続計画未策定による減算が適用されます。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること（年1回以上）。

- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

※厚生労働省HP参照

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go_koureisha/douga_00002.html

6 業務継続計画（BCP）②

（ア）感染症にかかる業務継続計画の記載内容

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」
厚労省老健局

（イ）災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
厚労省老健局

7 非常災害対策

【定期巡回・訪問介護相当サービスを除く】

- ① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。
 - 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくても良いこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。
- ② 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
 - 訓練の実施について、記録を行うこと。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

8 衛生管理等

＜感染症の予防及びまん延防止のための措置＞

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。（指針には平常時の対策、発生時の対応を記載）
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること（年1回以上）。

指針・マニュアルの参考資料：

「介護現場における感染対策の手引き」厚労省老健局

9 協力医療機関等①

＜協力医療機関との連携体制の構築＞ 【密着特養・GH】

ア 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、①～③要件を満たす協力医療機関を定める。

令和9年3月31日までは努力義務

- ① 入所者（利用者）の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

GHについては、①②の要件を満たす協力医療機関を定めることが努力義務

9 協力医療機関等②

＜協力医療機関との連携体制の構築＞

【密着特養・GH】

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者（利用者）の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関に関する届出書を、市の福祉監査室に提出すること。

令和9年3月31日までは努力義務

ウ 入所者（利用者）が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めること。

＜新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携＞

入所者（利用者）が新興感染症に感染した場合に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を構築しておくため、第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

10 掲示

<「書面掲示規制」の見直し>

重要事項について、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならないこと。

※令和7年4月1日から**全サービス**に義務付け

令和6年度指定基準改定により、事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととなりました。

法人のホームページ等または
介護サービス情報公表システム上に掲載・公表

II 秘密保持

- ① 従業者が退職した後においても、秘密を保持すべき旨を、**雇用時に**取り決めておくなど、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- ② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。
※利用者の代筆者としての署名（記名押印）等と利用者家族としての個人情報の使用同意は別であることに留意すること。

12 地域との連携等①

地域密着型
サービスのみ

- ① 地域密着型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、「運営推進会議」または「介護・医療連携推進会議」を設置し、当該会議でサービスの提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望を聴き、助言等を得ること。
- ② ①の内容について記録を作成するとともに、記録を公表すること。
- ③ 事業所は自己評価を行うとともに、当該自己評価の結果について、運営推進会議においてサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこと。
【定期巡回・GH・小多機・看多機】
- ④ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及びその家族に対して提供するとともに、「介護サービス情報公表システム」への掲載、法人のホームページへの掲載、WAMNETの利用、又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。
【定期巡回・GH・小多機・看多機】

12 地域との連携等②

- グループホームの特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方について

【GH】

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施について（平成18年10月17日老計発第1017001号）

参考：WAMNET

福祉サービス第三者評価・地域密着型サービス外部評価・運営推進会議等における外部評価情報の概要

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/fserviceh/>

13 虐待の防止①

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から、次に掲げる措置を講じること。

※①～④の措置が未実施の場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用されます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

13 虐待の防止②

- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（**GH・密着特養は年2回、それ以外のサービスは年1回以上**）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施すること。また、その実施内容について記録すること。
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項を「運営規程」において定めること。

14 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

<介護現場の生産性の向上>

【密着特養・GH・小多機・看多機】

委員会の設置 ※令和9年3月31日までは努力義務

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。

参考資料：厚労省老健局

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

厚労省ホームページ「介護分野の生産性向上～お知らせ～」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

2 加算・減算関係について

加算・減算を算定するときは…

- ・ 必ず留意事項通知、Q&A等で要件の確認をしてください

加算・減算の算定後は…

- ・ 介護報酬改定時には、必ず要件を再確認し、加算等を見直してください
- ・ 改定時以外でも、定期的に要件を確認するようにしてください
- ・ 職員の退職・異動時には、要件を確認してください

※事業所の体制について、算定しようとする前月の15日まで（施設サービスの場合は前月末まで）に届出が必要です。ただし、次の場合はすみやかにその旨を届出てください。

- ・ 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合
- ・ 加算等が算定されなくなることが明らかな場合

※各種加算等を算定する場合は、要件となる事項を満たしていることがわかるよう記録すること。

令和6年度介護報酬改定について

＜介護職員等の処遇改善加算＞

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」に一本化され、加算率の引上げや配分方法の工夫が行われました。

参考：厚労省ホームページ

「介護職員の処遇改善」

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

処遇改善加算を取得するためには、取得しようとする月の前々月の末日までに計画書及び別途体制届の提出が必要となります。

<介護職員等の処遇改善加算について①>

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでペースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するペースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
新加算 (介護職員等処遇改善加算)	Ⅰ	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ペースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
	Ⅱ	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 - 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 - 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ダブルアップなどの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ペースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
	Ⅲ	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ペースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
	Ⅳ	新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 - 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 - 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ペースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ペースアップ等

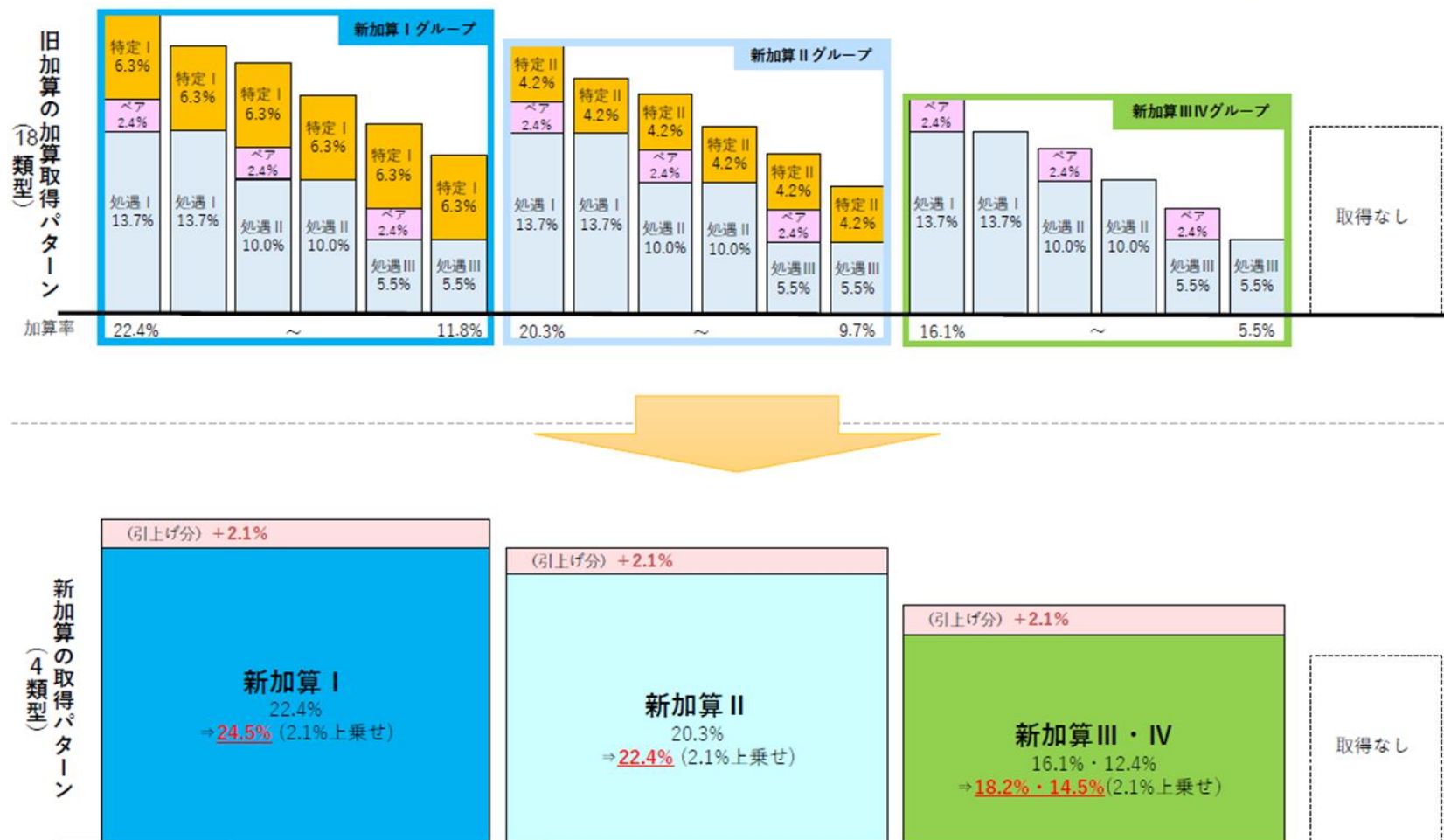
※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

<介護職員等の処遇改善加算について②>

令和6年度介護報酬改定による処遇改善加算の一本化イメージ

※：加算率は訪問介護のもの



令和6年度介護報酬改定について

<減算>

令和6年度介護報酬改定によりさまざまな減算が新設・追加

- ・ 質の高いサービスが切れ目なく提供されることが目的
- ・ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高めるため

令和7年3月31日までの経過措置が終了したものは、今年度**令和7年4月より、基準に適合していない場合など減算が適用**されますのでご注意ください。

改定の主な減算について、次ページ以降の厚労省老健局「令和6年度介護報酬改訂の主な事項について」、「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」引用資料にて確認してください。

<Ⅰ 業務継続計画未策定減算>

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	<現行> なし <改定後> 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

<2 高齢者虐待防止措置未実施減算>

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<3 身体拘束廃止未実施減算①>

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

<3 身体拘束廃止未実施減算②>

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

<4 同一建物減算>

【訪問介護相当サービス】

評価の適正化・重点化

訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

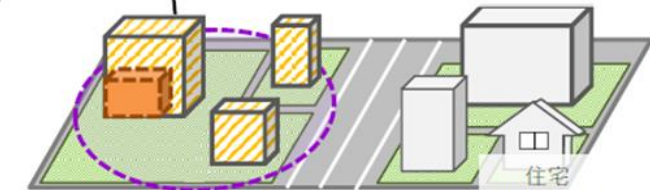
告示改正

■ 訪問介護の同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

現行
(例)

① 事業所と同一建物等に
居住する利用者49人
⇒ 10%減算

①以外の同一の建物に
居住する利用者3人
⇒ 減算なし



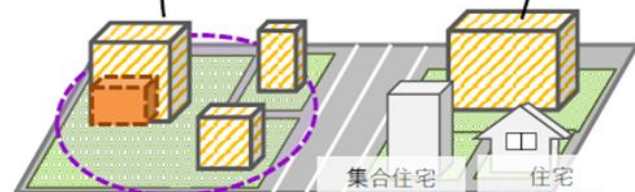
利用者が54人の事業所の場合

⇒ 減算なし

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

② 事業所と同一建物等に
居住する利用者50人
⇒ 15%減算

③ ①以外の同一の建物に
居住する利用者20人
⇒ 10%減算



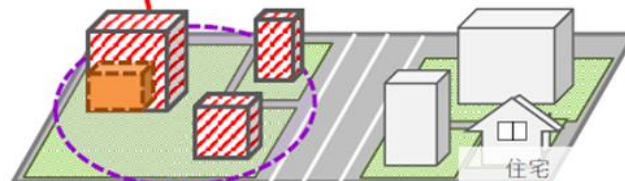
利用者が90人の事業所の場合

⇒ 減算なし

改定
後
(例)

④ 事業所と同一建物等に
居住する利用者49人
(49/54=9割以上であるため)
⇒ 12%減算

①以外の同一の建物に
居住する利用者3人
⇒ 減算なし



利用者が54人の事業所の場合

⇒ 減算なし

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの



減算とならないもの

ご覧いただきありがとうございました。

事業所内での情報共有をお願いします。

「参加確認表」を必ず提出してください

提出期限：令和7年10月31日（金）